

# 会員に関する規程

公益財団法人天神崎の自然を大切にする会

## (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人天神崎の自然を大切にする会の定款第36条第2項の規程に基づき、会員の入会及び退会並びに会費等について必要な事項を定める。

## (会員の種別)

第2条 会員には次の各号の種類がある。

- (1) 普通会员とは、この財団の目的に賛同し、会員に関する規程に定める会費を納入する者。
- (2) 賛助会員とは、この財団の事業活動等に賛同する個人又は団体で、規程の会費を納入する者。
- (3) 協力会員とは、この財団の目的に賛同し、事業活動等にボランティアで協力する者。

## (入会手続き)

第3条 会員になろうとする者は、所定の入会申込書と会費を納入しなければならない。

## (会費)

第4条 会員種別ごとに年会費を下記各号のとおりとする。

- (1) 普通会员年会費 3,000円
- (2) 賛助会員年会費 5,000円以上
- (3) 協力会員会費 無料

2. 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日迄で年度途中の入会者会費は、4月から12月までの間の入会会費は、当年度会費とし、翌年1月から3月までの入会者の会費は、翌年度会費扱いとする。

3. 入会金は無料とする。

## (会員の特典)

第5条 会員は次の特典を受けることができる。

- (1) 本会が年1回発行する「天神崎通信」の無料配布を受けることができる。
- (2) 本会が年2回発行する「天神崎だより」の無料配布を受けることができる。
- (3) 本会が主催する自然観察教室への参加ができる。
- (4) 本会が作成した資料の提供を受けることができる。

## (会費の使途)

第6条 会費は、毎事業年度における事業費及び管理費に使用する。

## (退会)

第7条 会員はいつでも本会事務局に退会の意思を伝えることで退会できる。

2. 退会の場合、既納の会費は返納しない。
3. 会費が3年間滞納の会員は、退会の手続きを行うこととする。

## (改正)

第8条 この規程は、理事会の決議により改正することができる。

## 附則

この規程は、公益財団法人天神崎の自然を大切にする会の設立の登記の日から施行する。